

最終改正

令和2年4月20日開催

令和2年度第1回理事会

会員の入会及び退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人甘木朝倉法人会（以下「本会」という。）定款第6条及び第8条に規定する会員の入会及び退会について必要な事項を定めるものとする。

(入会届)

第2条 定款第6条に規定する入会届には、以下の項目を記載するものとする。

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 法人名、所在地、代表者名、電話・FAX番号、資本金、決算期、業種
- (3) 連絡先を別途指定する者は、その連絡先
- (4) 個人情報公開についての同意・不同意の確認（ホームページ・機関誌等での公表とその範囲）

(退会届)

第3条 定款第8条に規定する退会届には、以下の項目を記載するものとする。

- (1) 退会理由
- (2) 退会後の連絡先
(会費滞納による資格喪失)

第4条 会費の滞納が2年以上となる会員は、文書による催告後1月を経過しても納入しない場合には、会員資格を失う。

(再入会)

第5条 定款第8条から第10条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会届を提出するものとする。ただし、退会の際に未納の会費がある場合には、当該未納分会費を納付しない限り再入会は認めない。

- 2 定款第9条及び第10条により会員資格を喪失した者の再入会に対しては、理事会において再入会の可否を決定する。
- 3 定款第9条により除名された者または定款第10条第4号により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めない。

(会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第6条 入会者は会員名簿に登録し、登録内容に変更が生じた場合は遅滞なく更新するものとする。

- 2 会員資格を喪失した者については、会員名簿から抹消する。
- 3 会員名簿に登録された会員に関する個人情報については、本人の意向を十分に尊重し慎重に取り扱わなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。(平成24年4月1日)

附 則

この規程は、平成29年3月24日から施行する。

(平成28年度第4回理事会)

附 則

1 この規程は、名称を「会員資格の取得及び喪失に関する規程」から「会員の入会及び退会に関する規程」に改め、令和2年4月20日から施行する。

2 この規程施行の際、改正前の規程の規定により作成された様式は、この規程の施行後においても、当分の間適宜修正の上使用することができる。

(令和2年度第1回理事会)